

令和5年度

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 子ども青少年局 子どもの権利擁護課 児童虐待DV対策係 担当者名 <small>みうら ゆうや</small> 三浦 裕也 電 話 045-671-4288
----------	---------	-----	--

設 計 書

1 委 託 名 令和5年度児童虐待防止サポーター養成講座等実施委託

2 履 行 場 所 別添仕様書のとおり

3 履行期間 期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
又は期限 期限 _____

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所) _____

7 委 託 概 要
別添仕様書のとおり

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
児童虐待防止サ ポーター養成講 座等実施	別添仕様 書のとおり	1	式			
合計						
業務価格						
消費税及び地方 消費税相当額						
委託代金額						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

令和5年度児童虐待防止サポーター養成講座等実施委託 仕様書

1 実施事業名

令和5年度児童虐待防止サポーター養成講座等実施委託

2 事業の目的

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のために、児童と直接接する職種（保育士、幼稚園教諭、学校教職員等）や地域の民生委員・児童委員等を児童虐待防止サポーター（TEAMキャッピー）として養成することにより、地域の支援体制を強化し、体罰によらない子育てを推進することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 事業の内容

(1) 児童虐待防止サポーター研修の実施

ア 講師を選定し、調整を行う。

イ 研修案内チラシ、講座参加募集ホームページ、研修資料、到達度確認アンケート（紙媒体とオンライン）、修了証、TEAM キャッピーオリジナルピンバッジ、TEAM キャッピーガイドブック（TEAM キャッピーの活動のイメージをまとめたA6サイズの小冊子。原稿は事務局が作成）を作成する。

ウ 研修開催案内を作成する。

エ 受講者を募集する。（専用ホームページ掲載、「広報よこはま」への掲載、募集チラシを要対協関係機関や児童福祉施設等へ発送等事務一式を含む）

オ 研修受講申込を受け付け、受講者名簿を作成する。

カ 下記「研修カリキュラム」に記載された研修を開催する。（令和5年12月から令和6年2月の間）
（研修開催日の受付、当日運営、研修動画配信等の開催事務一式を含む。）

キ アンケートを集計する。

ク 修了書とオリジナルピンバッジ、TEAM キャッピーガイドブックを参加者へ郵送する。（郵送料も含む）

ケ 区別参加者名簿を作成。

コ 報告書を作成する。

5 研修カリキュラム・会場等

(1) 対象

要対協関係機関（民生委員・児童委員、幼稚園教諭・保育士、学校教職員、地域子育て支援拠点等）、放課後支援事業（放課後キッズクラブ等）、児童福祉施設職員（放課後等デイサービス等）の職員など児童福祉に関する業務に携わっている方、市PTA、こども食堂等、地域で児童の支援を行っている方、横浜市の児童虐待防止に興味がある方

(2) 開催回数

180分2回コース

(3) 受講人数

会場参加200人、オンライン参加300人、後日視聴参加者300人 合計 800人

(4) 開催方法

オンライン形式及び集合形式のハイブリッド開催とし、録画した動画を後日期間限定で配信する。
後日参加者はアンケート提出をもって参加とみなす。

(5) 開催場所

オンライン形式については、各受講者が受講しやすい環境で実施できるように努める（スマートフォンでの受講が可能なものなど）。受講者が会場を確保し、複数の参加者で受講することも可。

集合会場については、横浜市内で設定すること。

(6) 研修科目〔各180分〕

ア 児童虐待の基本的理解と発見時の対応

虐待の種類、リスク要因、児童虐待の影響、予期しない妊娠と特定妊婦の現状、ヤングケアラー、発見のポイントと通告、要保護児童対策地域協議会、アドボケーターの役割、地域で家族を支える意義と役割)

イ 子どもの権利と体罰によらない子育て

子どもの権利、体罰によらない子育ての工夫、ペアレントトレーニング、父親育児

6 個人情報の保護に関する特記事項

この契約による事務を処理するために必要な個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 留意事項

- (1) 事業実施報告書の提出を含め、令和6年3月31日までに本事業を完了させること。
- (2) 研修対象者の利便性を考慮し、駅から近い研修会場の設定に努めるだけでなく、例えば、オンラインでの実施に伴うサテライト会場の設定など、様々な配慮に努めること。
- (3) 研修講師の選定及び研修資料の作成も委託事業者が作成すること。講師は児童虐待に関する知識と経験が豊富な者を選定し、保護者への対応・支援と子どもの権利擁護の講座はペアレントトレーニングや厚生労働省の「体罰によらない子育てを上げよう!」の子育てのポイントの説明が十分出来る者を選定すること。講師の専門分野を考慮し、同日に複数の講師を調整することも可能。大学教授やセンター長レベルを想定。また、講師を決定する前に必ず事務局に確認をし、許可を得ること。

【講師候補】

①児童虐待の基本的理解と発見時の対応

川崎二三彦(子どもの虹情報研修センター)、川松亮(明星大学)、奥山真紀子(子どもの虐待防止センター)、佐藤 拓代(母子保健推進会議)、田中 哲(子どもと家族のメンタルクリニックやまねこ)、星野 崇啓(さいたま子どものこころクリニック) 等

②子どもの権利と体罰によらない子育て:高祖常子(NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク)、大日向 雅美(恵泉女学園大学)、柴田俊一(常葉大学)、森岡満恵(大阪府立堺高等学校)伊藤徳馬(茅ヶ崎市役所) 等

- (4) 本件事業に係る必要経費は委託費で賄い、研修受講生から受講料等を徴収しないこと。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、国の基準等に則り、最大限配慮すること。

なお、情勢に応じた対応がとれるよう柔軟に対応すること。

- (6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は横浜市と協議を行うこと。